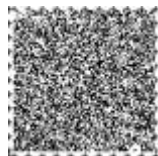


みんな 輝く

— 目黒区人権に関する意識調査から —



はじめに

目黒区は、平和と人権・多様性が尊重される社会の実現を目指し、幅広く人権施策を推進してまいりました。本冊子初版は、平成 30 年度に区が実施した「人権に関する意識調査」の結果をもとに、令和 2 年 3 月に発行しましたが、コロナ禍においてインターネットでの誹謗中傷や子どもの性被害といった問題が顕在化するなど、新たな人権課題が現れています。急速に変化する社会情勢を反映し、このたび、令和 5 年 1 月発行の改定版に、相談機関情報をさらに充実させた増刷版を発行いたします。

誰もがひとりの人間として尊重されるという、当然のことが実現するためには、一人ひとりの取組が欠かせません。「人権侵害かも」と思ったら、すぐに信頼できる人や、相談機関に相談してください。

引き続き、企業研修や教育現場等で活用いただき、誰もが自由に生き生きと輝く社会を築くため、一緒に考えてまいりましょう。

令和 6 年 3 月

目黒区長

目次

人権について考えてみましょう・・・	1	部落差別（同和問題）について・・・	12
男女平等について・・・	2	外国人と人権について・・・	14
性の多様性について・・・	4	病気と人権について・・・	16
子どもの人権について・・・	6	インターネットに関する人権について・・・	18
高齢者の人権について・・・	8	その他の人権課題について・・・	20
障害者の人権について・・・	10	主な相談窓口・・・	21



人権について考えてみましょう

“人権”なんて自分とは関係ない、と思っていませんか。

いじめや差別は、なぜしてはいけないことなのでしょう。

“人権”は、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、誰もが生まれながらに持つ権利」です。

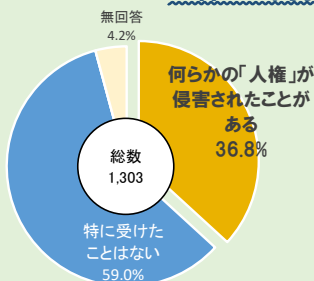
目黒区では、平成 30 年 10 月に、区民の皆さん 3,000 人を対象として、人権に関する意識調査を実施しました。



目黒区の調査から

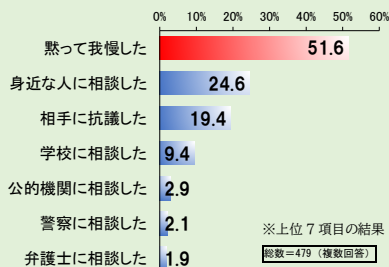
●人権を侵害されたことがある人

⇒全体の4割弱



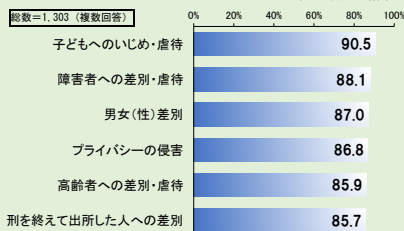
●人権侵害を受けた場合の対応

⇒黙って抱え込んでいる



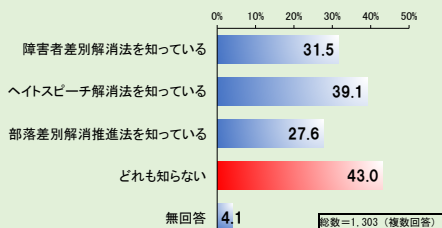
●差別や人権侵害が「存在する」と考える人の割合

※上位 6 項目の結果



●3つの法律を知らない人

⇒全体の4割強



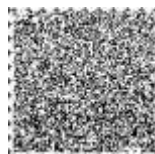
差別解消に向けた様々な法律が施行されています

障害者差別
解消法
2016年4月施行

ヘイトスピーチ
解消法
2016年6月施行

部落差別
解消推進法
2016年12月施行

アイヌ
施策推進法
2019年5月施行



男女平等について

男女が平等に共同参画する社会をめざして

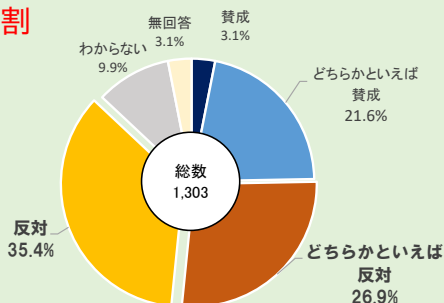
男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女平等・共同参画社会」の実現を目指すことが、今日の私たちに求められています。しかし、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担については否定的な意識が強くなっているものの、いまだに根強く残っており、多くの場面で男性優遇と考えられています。セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力（DV）も問題となっています。



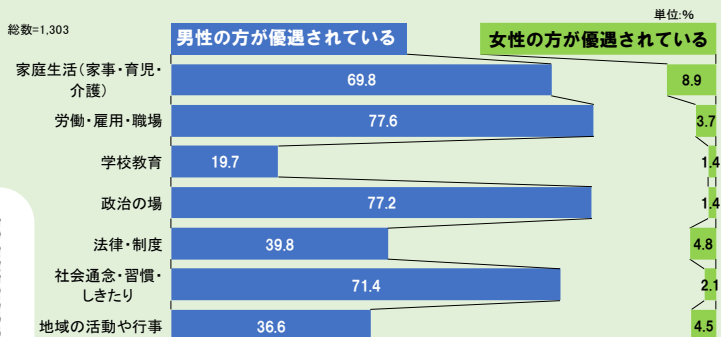
目黒区の調査から

●男女の役割分担に反対が6割

『男は仕事、女は家事・育児』という男女の役割分担の考え方について、“反対（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）”が 62.3%、“賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）”が 24.7%であり、“反対”の意識が強くなっています。



●多くの場面で男性優遇と意識されている



- ☑ 固定的な性別役割分担意識にとらわれていませんか。性別にかかわらず、誰もが働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境が望まれています。ワーク・ライフ・バランスの向上に努めましょう。
- ☑ 意思決定や政策・方針決定の場で、女性の参画が不足していませんか。
- ☑ セクシュアル・ハラスメントを予防するには、相手が不快な気持ちになっていないか推測することが大切です。互いの人格や多様な個性、能力を尊重しましょう。
- ☑ 自分や身近な人が“DVを受けている”と思ったときは、ためらわず相談しましょう。

法律等の動き

セクシュアル・ハラスメント対策を強化、性別を理由とする差別は禁止

男女雇用機会均等法の改正
(令和元年 6 月)

労働者数 101 人以上の事業主にも行動計画策定を義務付け

女性活躍推進法の改正
(令和元年 6 月)

DV被害者の同伴家族も保護対象、児童相談所との関係を強化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正(令和元年6月)

固定的な性別役割分担の解消や性別等による差別的な取扱いを受けない社会を目指す

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例の改正(令和2年3月)

男性の育休取得を推進

育児・介護休業法の改正
(令和3年6月)

男女候補者数の目標を設定。ハラスメント対策も

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正(令和3年6月)

都の審議会等にクォータ制を導入する

東京都男女平等参画基本条例の改正(令和4年6月)

ご相談はこちらへ

男女平等・共同参画オンブズ(苦情処理機関)相談

男女平等・共同参画を阻害する事項やセクシュアル・ハラスメントの相談など。

☎03-5722-9601 予約制。日時は相談に応じます

法律相談

☎03-5721-8570

女性対象、予約制・面談

8月を除く第2・4土曜日 9:30~12:05

からだの相談

☎03-5721-8573 女性対象、予約制・面談

8月を除く第1・3土曜日 10:00~12:00

こころの悩みなんでも相談(DV相談を含む)

☎03-5721-8572 火・木~土曜日 10:00~16:00
水曜日 18:00~21:00

東京ウィメンズプラザ

☎03-5467-2455

☎03-5467-1721 (DV 専用)

毎日 9:00~21:00 (年末年始を除く)

●ささえるライン@東京



毎日 14 時~20 時
(年末年始、7 月第 3 日曜日は除く)

●男性のための悩み相談

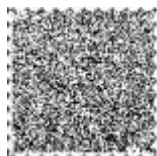
☎03-3400-5313

月・水・木曜日 17:00~20:00
土曜日 14:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

性暴力救援ダイヤル NaNa

☎03-5577-3899

24 時間 365 日受付



性の多様性について

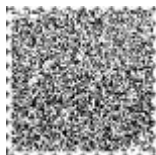
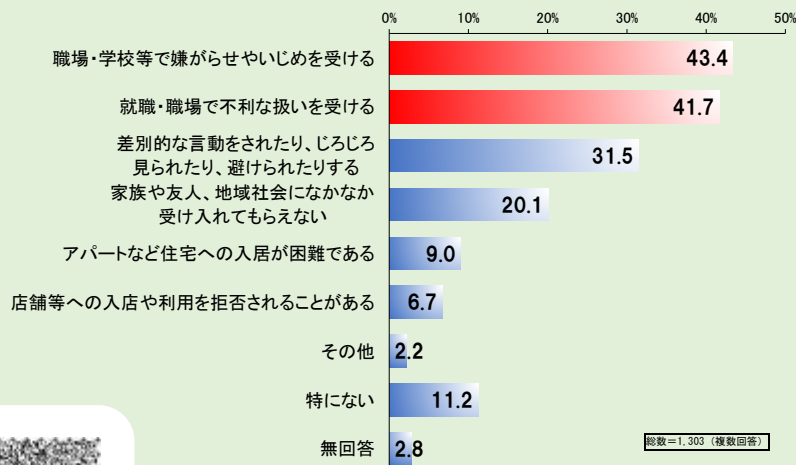
誰もがありのまま、自分らしく生きるために

人の恋愛・性愛対象がどのような性別に向かうかを示す概念を「性的指向」、自己の性別をどのように認識しているかを示す概念を「性自認」といいます。性的指向は異性愛とは限りません。また、性自認は「からだの性」と「こころの性」が一致しているとは限らず、「男性」「女性」という典型的な2区分だけではない多様な姿があります。しかし、典型的ではない性的指向、性自認の人々が偏見の目で見られたり、差別的な取扱いを受けたり、学校等でのじめの対象とされることがあり、深刻な問題となっています。



目黒区の調査から

● 性的マイノリティに関する特にひどい人権問題：「いじめ」「不利な扱い」



- ☑ 性の多様性について正しく理解していますか。異性愛や、「からだの性」と「こころの性」が一致していることがあたりまえだと思いませんか。
- ☑ 性的指向・性自認を理由とした職場や学校でのいじめや差別を見逃していませんか。
- ☑ 性的指向・性自認が自分とは異なる人を差別せず、互いに認めあうようにしましょう。
- ☑ 自分は「支援者、理解者（ALLY＝アライ）」であることを積極的に発信しましょう。
- ☑ アウティング（本人の了承なしに、性的指向・性自認等について暴露すること）は、絶対にしないようにしましょう。

法律等の動き

性的指向及び性自認に基づく
差別的な取扱いを解消する

目黒区男女が平等に共同参画し
性の多様性を尊重する社会づくり条例の
改正(令和2年3月)

「東京都パートナーシップ宣誓制度」を盛り込む

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権
尊重の理念の実現を目指す条例の改正
(令和4年6月)

SOGI 一性の多様性を理解する、大切な視点「ソジ・ソギ」ー

「SOGI」とは、**S**exual **O**rientation（性的指向）and **G**ender **I**dentify（性自認）の頭文字をとった言葉で、誰にでも当てはまる「性」の概念です。

一方で、「LGBT」は、**L**esbian（レズビアン・女性同性愛者）、**G**ay（ゲイ・男性同性愛者）、**B**isexual（バイセクシュアル・両性愛者）、**T**ransgender（トランスジェンダー・心の性と身体の性が不一致な人等）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称として用いられます。

ご相談はこちらへ

男女平等・共同参画オンブーズ(苦情処理機関)相談

性の多様性尊重に向けた社会づくりを阻害する事項の相談など。

☎03-5722-9601 予約制。日時は相談に応じます

LGBT 相談

☎03-5721-8583

第3土曜日 14:00～17:00

こころの悩みなんでも相談

こちらでもお話をお伺いしています

☎03-5721-8572 火・木～土曜日 10:00～16:00
水曜日 18:00～21:00

Tokyo LGBT 相談

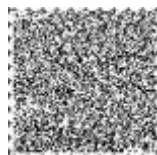
☎050-3647-1448

火曜日・金曜日 18:00～22:00
(祝日・年末年始を除く)

●LGBT 相談@東京

月・水・木曜日
17:00～22:00

(受付 21:30 まで。祝日・年末年始を除く)



子どもの人権について

子どもたちが元気に過ごすことのできるまちをめざして

子どもは、一人ひとりがかけがえない存在です。一人の人間として尊重され、自らの意思で生き生きと成長していくことを見守る必要があります。

「子どもを一人の人間として尊重する社会が望ましい」という考え方は支持されていますが、その反面、国内ではいじめや児童虐待、教師や保護者による体罰などが深刻な問題となっています。



目黒区の調査から

● 特にひどい人権問題:「いじめ」

児童・生徒がみんなから仲間はずれにされたり、暴力を振るわれたり、差別的な扱いを受けたりする

保護者が子どもの世話をしなかったり、体罰を加えたりする

児童・生徒が性的な対象として扱われる

児童・生徒が教師から体罰や暴言を受ける

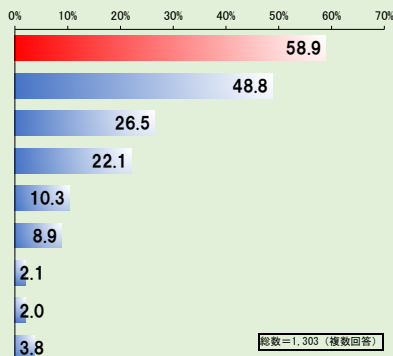
保護者が子どもに自分の考えを押しつける

学校の部活動などで、理不尽な指図やシゴキを受ける

その他

特にない

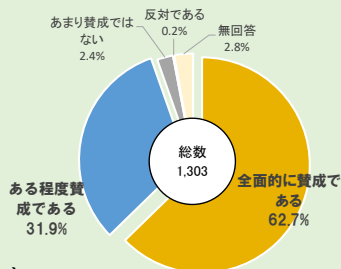
無回答



● 「子どもを一人の人間として尊重する社会が望ましい」という考え方が支持されている

「子どもを一人の人間として尊重する社会が望ましい」という考え方について、

“賛成（「全面的に賛成である」と「ある程度賛成である」の合計）は94.6%、「反対（「反対である」と「あまり賛成ではない」の合計）は2.6%であり、“賛成”が“反対”を大幅に上回っています。



- ☑ 子ども一人ひとりが大切な人間として尊重されていますか。
- ☑ 子どもが毎日を安心して過ごすことができる居場所はありますか。
- ☑ 子どもを一人の人間として尊重し、保護者や教師による体罰を根絶しましょう。
- ☑ いじめや虐待、体罰を見逃さず、見つけた場合は関係機関に通報しましょう。
- ☑ 子どもや保護者が周囲から孤立しないような環境をつくりましょう。
- ☑ 家族そろって過ごす時間を大切にするなど、子どもの話をよく聞き、一緒に考えるようにしましょう。

法律等の動き

子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりの
基本の考え方や大人の役割を位置付け

目黒区子ども条例の制定
(平成 17 年 12 月)

いじめの未然防止と早期発見、対処策についての
基本理念や学校の責務等を位置付け

目黒区いじめ防止対策推進条例の制定
(平成 29 年 3 月)

社会全体で子どもを虐待から守る取り組み

東京都子供への虐待の防止等に関する条例
の制定(平成 31 年3月)

「体罰の禁止」を明記、児童相談所の体制を強化

児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)等の改正(令和元年6月)

子どもの権利を尊重するため東京都が
取り組むべき施策の基本

東京都こども基本条例の制定
(令和3年3月)

一時保護の際、裁判所が妥当性を判断する
司法審査の導入

児童福祉法の改正
(令和4年6月)

国の子ども政策の司令塔「こども家庭庁」を設置

こども家庭庁設置法の制定
(令和4年6月)

子ども施策を総合的に推進、
全ての子どもが幸福な生活を送れる社会へ

こども基本法の制定
(令和4年6月)

ご相談はこちらへ

児童虐待相談・通告窓口

☎03-5722-9743

F03-5722-9684

月～金曜日 8:30～17:15

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」

☎0120-324-810

水～土曜日 10:00～17:00

子供・保護者専用性被害相談ホットライン

☎0120-333-891

児童相談(東京都品川児童相談所)

☎03-3474-5442

月～金曜日 9:00～17:00

子どもの人権 110 番

☎0120-007-110

全国共通・無料
月～金曜日 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

相談はっと LINE@東京

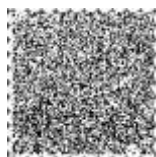
毎日 15:00～23:00
(受付は 22:30 まで)



夜間・土日等の緊急相談

☎189 児童相談所全国共通ダイヤル
「いちばやく」

☎110 警察



高齢者の人権について

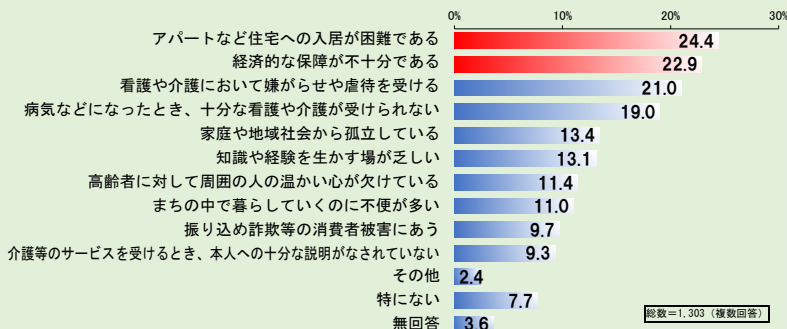
住み慣れた地域で自分らしく充実した生活を送るまちをめざして

わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、世界でも類を見ない速さでの高齢化が進んでおり、総人口の4人に1人以上が65歳以上となっています。共生社会の考え方は支持されており、高齢期を豊かに過ごすことのできる地域づくりが望まれる一方で、国内では年齢を理由として社会参加の機会を与えられていなかったり、介護を必要とする高齢者に対する虐待が問題となっています。



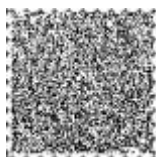
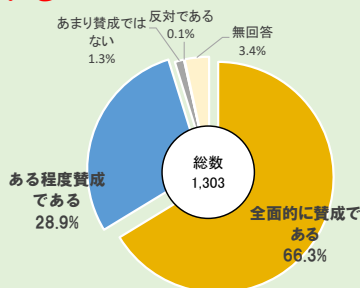
目黒区の調査から

● 高齢者の人権問題は、住居への入居困難と不十分な経済的保障



● 共生社会の考え方が支持されている

「高齢者も他の人々とともに地域の中で暮らしていける社会（共生社会）」という考え方について、“賛成”は95.2%、“反対”は1.4%であり、“賛成”が“反対”を大幅に上回っています。



- ☑ 高齢者の尊厳が守られ、生き生きと生活をしていくためには、どのような心構えが必要なのでしょうか。
- ☑ 年齢にかかわらず働くことができる場や、安心して暮らせる居場所を確保するためには、一人ひとりに何ができるのでしょうか。
- ☑ 高齢者が自己決定できること、自分らしい人生が全うできること、家族や地域が支えること、さらに他者から人権や財産を侵されないという視点で考えることが大切です。
- ☑ 高齢者についての理解を深め、隣人、ボランティアなど、地域との関わりで高齢者を支えていきましょう。
- ☑ 高齢者虐待が疑われるケースを見つけた場合は関係機関に通報しましょう。

法律等の動き

高齢者虐待を発見した人に
通報義務を課す

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)の制定
(平成 17 年 11 月)

働く意欲がある高齢者が
活躍できる環境を整備

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)の改正
(令和2年3月)

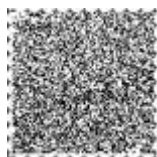
在宅医療・介護の連携により、
人生の最期を地域で迎える

地域包括ケアシステムの構築
(令和7年(2025 年)を目途
に実現を目指す)

ご相談はこちらへ

目黒区の**地域包括支援センター**

22 ページ参照



障害者の人権について

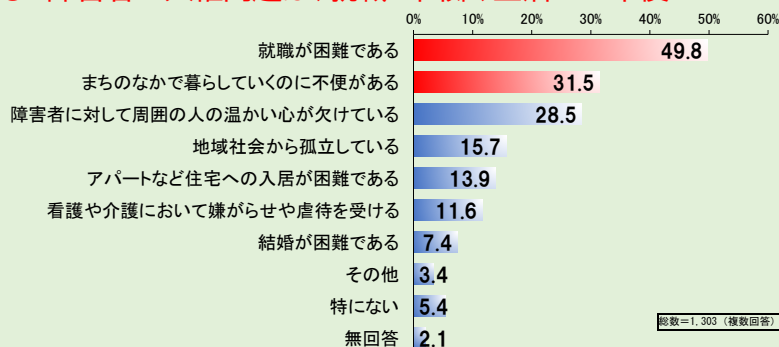
障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生きることができるまちをめざして

障害の有無にかかわらず、すべての人にとって住みやすく平等な社会をつくるためには、国や都道府県、区市町村といった公的機関が取り組むを行うだけではなく、社会全体として障害について十分理解し、必要な配慮をしていくことが必要です。

共生社会の考え方は支持されていますが、その一方で、社会には障害を理由とした差別が存在しており、解消が急務となっています。

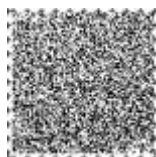
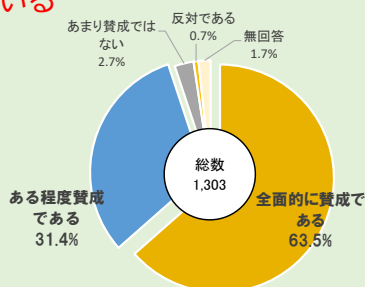
目黒区の調査から

● 障害者の人権問題は、就職の困難、生活上の不便



● 共生社会の考え方が支持されている

「障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いともに生きていく社会（共生社会）」という考え方について、“賛成”は94.9%、“反対”は3.4%であり、“賛成”が“反対”を大幅に上回っています。



- ☑ 障害のある人の行動や社会参加を阻んでいる様々な障壁（バリア）には、どんなものがあるでしょうか。
- ☑ はじめから障害のある人が参加しやすい、利用しやすいようにしていますか。
- ☑ 障害について理解し、困っている障害者に接した際には、本人の希望に応じて支援するようにしましょう。
- ☑ 虐待が疑われるケースを見つけた場合は関係機関に通報しましょう。
- ☑ 障害のある人が障害のない人と同様、能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送れるよう協力・支援しましょう。
- ☑ 障害のある人もない人も、お互いを理解し、支え合うようにしましょう。

法律等の動き

障害者虐待を発見した人に
通報義務を課す

障害者虐待の防止、障害者の
養護者に対する支援等に関
する法律の制定
(平成 23 年 6 月)

法制定より先に、事業者への合理的
配慮を義務化

東京都障害者への理解促進及び
差別解消の推進に関する条例の
制定(平成 30 年7月)

民間事業者による合理的配慮の提供を
義務化

障害を理由とする差別の解消の推
進に関する法律(障害者差別解消
法)の改正(令和3年5月)

医療的ケア児の健やかな成長を図り、
家族の離職を防ぐ

医療的ケア児及びその家族に対する
支援に関する法律(医療的ケア児支
援法)の制定(令和3年 6 月)

障害のある人が直面する情報格差の
解消を目指す

障害者情報アクセシビリティ・コ
ミュニケーション施策推進法の
制定(令和4年5月)



ご相談はこちらへ

障害者虐待防止センター

☎03-5722-8718

F03-3715-4424

月～金曜日 8:30～17:15
(夜間・休日・年末年始は留守番電話)

障害者差別解消法について

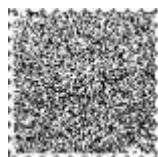
☎03-5722-9848

月～金曜日 8:30～17:00

東京都障害者権利擁護センター(広域支援相談員)

☎03-5320-4223 F03-5388-1413

月～金曜日 9:00～17:00



部落差別(同和問題)について

部落差別問題を正しく理解し、差別のないまちをめざして

部落差別問題とは、近世封建社会の社会的な仕組みとしての身分制度などにより、歴史的、制度的に形成された人々の心の中にある差別意識が、現在においてもなお、さまざまな形で現れる社会的な差別のことです。被差別部落に生まれた人々が、不当に社会的不利益を受け、不平等を強いられ、人間としての誇りを傷つけられるような差別があります。これが部落差別です。現実には、結婚に反対する結婚差別、身元調査により出身を調べて採用をしない就職差別などの差別事象が起きています。



目黒区の調査から

- 子どもの結婚相手が「被差別部落(同和地区)」出身であるとわかると、否定的になる意識が目立つ

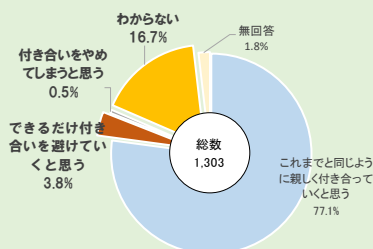
親しい隣近所の人々が「被差別部落(同和地区)」出身であるとわかったら、「わからない」も含めて、付き合いを変える、控えていくという人が2割強もいます。

そして、回答者の子どもの結婚相手が被差別部落(同和地区)出身であるとわかったら、6割近くが「結婚には反対する」「賛成はしないが、結婚する2人が決めたことなので仕方がないと思う」「わからない」と回答しています。

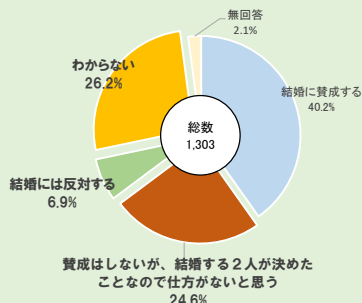
身近になるほど否定的になる傾向がみられます。



親しい隣近所の人



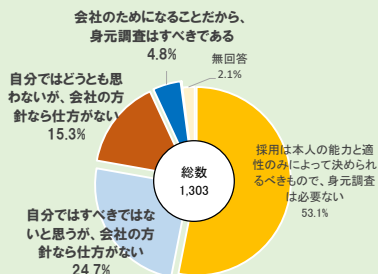
子どもの結婚相手



● 採用試験で「身元調査を認める」回答が5割近い

就職にあたり、採用試験の際に行われる身元調査は、本人に責任のない理由で採用の可否が決められ、就職差別につながる許されない行為です。

身元調査を認めるという回答が5割近くを占めており、未だに差別意識が存在することを示す結果となりました。



- ☑ 部落差別（同和問題）をなくすためには、私たち一人ひとりが、まず正しく理解し、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。
- ☑ 採用にあたっての身元調査など、差別につながる行為は行ってはいけません。
- ☑ 部落差別につながる個人調査や土地調査行為は、差別や偏見に基づく他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

法律等の動き

今も部落差別が存在すると明記。部落差別解消を目指す

部落差別の解消の推進に関する法律
(部落差別解消推進法)の制定(平成28年12月)



ご相談はこちらへ

人権身の上相談

☎ 03-5722-9280

第1・3木曜日 13:00～16:00

F 03-5722-9469

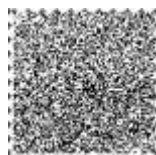
当日受付は 13:00～15:00

予約電話は 8:30～17:00

東京都同和問題に関する専門相談

☎ 03-6240-6035

火曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～17:00



外国人と人権について

世界の多様な文化を認め合うまちをめざして

令和4年10月1日現在、目黒区には9,434人（総人口の約3%）の外国人が暮らしており、その数は近年急速に増加しています。

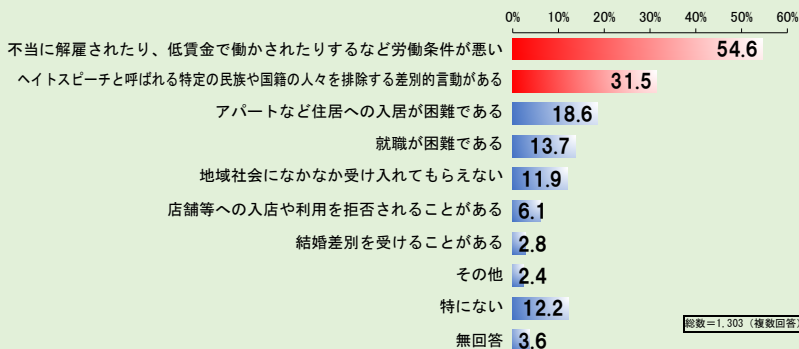
こうした中で、国内では言語、宗教、文化、習慣などの違いから、外国人が賃貸住宅への入居を断られたり、入店に難色を示されたりする現状があります。

また、特定の国籍の人を排斥する趣旨の言動が公然と行われるヘイトスピーチも、大きな社会問題となっています。



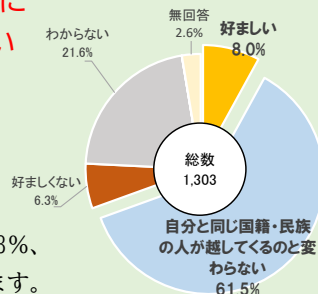
目黒区の調査から

● 特にひどい人権問題：劣悪な労働環境、ヘイトスピーチ



● 区民の多くは、外国人と同じ地域に暮らすことに違和感を抱いていない

外国人（自分とは異なる国籍・民族）が隣に引っ越してきた場合の意識について、「好ましい」が8.0%、「自分と同じ国籍・民族の人が越してくるのと変わらない」が61.5%であり、「好ましくない」は6.3%、「わからない」は21.6%となっています。



- ☑ 外国人が日本で暮らしていく中で直面する問題には、何があるでしょうか。
- ☑ 外国人は、差別や言葉や文化の違いに悩み、戸惑っているかもしれません。地域社会に住む誰もが、共に安全・安心に暮らすことを望んでいます。互いの文化や生活習慣を理解、尊重しましょう。
- ☑ 外国人労働者に対して差別的な対応をせず、法令に基づく適切な環境を整備しましょう。
- ☑ 世界の紛争関係にある国や地域にゆかりを持つ人々への差別的言動は、許されません。
- ☑ 出会った外国人に自ら話しかけるなど交流を図り、在住外国人が地域社会に溶け込めるきっかけづくりをしましょう。

法律等の動き

民族差別などを街頭であおるヘイトスピーチの解消に取り組む

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)の制定
(平成 28 年 6 月)

在留資格「特定技能」を新設し、国内の人材不足に対応

出入国管理及び難民認定法の改正
(平成 30 年 12 月)

いかなる種類の差別も許されない人権尊重の理念の浸透

東京都オリンピック憲章にうたわれる
人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定
(平成 30 年 10 月)



ご相談はこちらへ

外国人相談(目黒区)

☎ 03-5722-9187

【英語対応】

月～金曜日
9:00～12:00
13:00～17:00

【中国語対応】

月・火・水・金曜日
10:00～12:00
13:00～17:00

☎ 03-5722-9194

【韓国語対応】

毎月第1・第3木曜日
10:00～12:00
13:00～17:00

【フィリピン語対応】

毎月第2・第4木曜日
10:00～12:00
13:00～17:00

外国語人権相談ダイヤル(法務省)

中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、
ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

☎ 0570-090911

月～金曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)



病気と人権について

感染症の治療方法は飛躍的に進歩しているものの、誤解が残っています

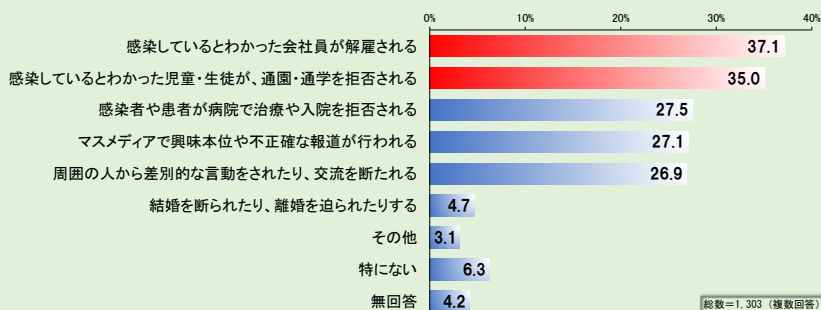
HIV 感染・エイズやハンセン病などの感染症では、病気に対する正しい知識や理解がないことから、患者・感染者、さらにはその家族が差別されることがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しても、医療従事者に対する偏見や差別、心無い誹謗中傷がみられました。

感染症についての正しい知識を持ち、その知識を周囲に伝えることで、偏見や差別をなくす必要があります。



目黒区の調査から

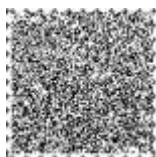
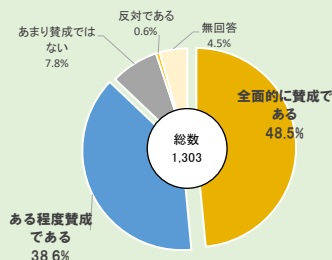
● HIV 感染者・AIDS 患者の特にひどい人権問題：解雇・通園・通学拒否



● HIV 感染者・AIDS 患者との共生の考え方が支持されている

「HIV 感染者・AIDS 患者を差別することなく、ともに社会の中で生きていくことが望ましい」という考え方について、“賛成”は87.1%、

“反対”は8.4%であり、“賛成”が“反対”を大幅に上回っています。



- ☑ 感染者やその家族、医療従事者への不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等があることはありません。不確かな情報に惑わされず、正しい知識と理解を深め、誤解や偏見をなくし、冷静に対応しましょう。
- ☑ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は強制ではなく、一人ひとりの意思に基づいて接種するものです。職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようにしましょう。
- ☑ HIVの感染力は弱く、HIVに感染しても早期発見・治療により発症を防ぐことができます。平均余命は感染していない人とあまり変わりません。
- ☑ ハンセン病は感染しても発症することはほとんどありません。有効な治療薬もあり、早期発見、早期治療で完全に治ります。

法律等の動き

ハンセン病元患者の家族に
対する名誉回復と補償

ハンセン病元患者家族
に対する補償金の支給等
に関する法律の制定
(令和元年 11月)

都民・事業者に対して感染者や
医療従事者等への差別を禁止

東京都新型コロナウイルス
感染症対策条例の制定
(令和2年4月)

新型コロナウイルスも対象に
含め、差別的取り扱いを防止

新型インフルエンザ等対策
特別措置法の改正
(令和3年2月)

ご相談はこちらへ

目黒区保健予防課感染症対策係

☎03-5722-9896

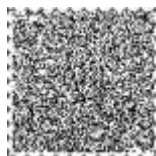
月～金曜日 8:30～17:15



東京都HIV／エイズ電話相談

☎03-3227-3335

月～金曜日 12:00～21:00
土曜日、日曜日、祝日 14:00～17:00
(年末年始を除く)



インターネットに関する人権について

気軽な書き込みも常に危険と隣り合わせです

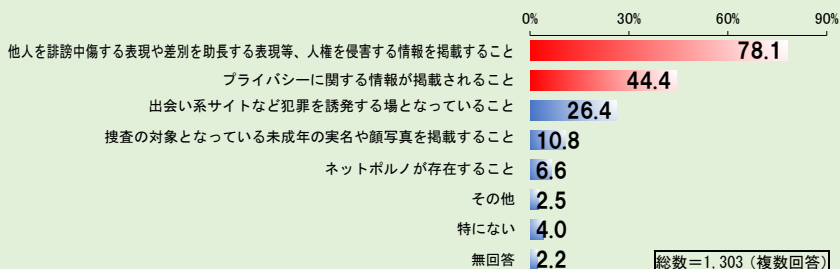
スマートフォンやタブレット端末といった情報通信機器の急速な普及や、いわゆる格安通信回線の普及に伴い、SNS や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者が急増しています。

その一方で、SNS 等への他人の写真や動画の無断掲載、無料通話アプリ等を使った子ども同士のいじめ、特定個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み、インターネットを通じた誘い出しによる性的被害や暴力行為など、インターネットに関わる様々な犯罪行為も発生しており、社会問題となっています。

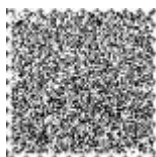
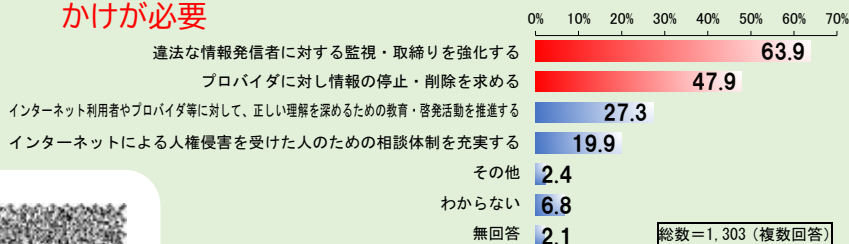


目黒区の調査から

● 人権上問題と思う：誹謗(ひぼう)中傷やプライバシー情報の掲載



● 被害防止のためには監視・取締り強化やプロバイダへの働きかけが必要



- ☑ インターネットは、世界中の人々とつながっている公共の場です。現実の社会生活と同様、ルールやマナーが必要です。
- ☑ インターネットに関する正しい知識を身に付けて、人権尊重意識を持って利用しましょう。
- ☑ 最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形でソーシャルメディアを利用し、人権を侵害する書き込みが行われる例があります。適切な情報セキュリティ対策をとることを心がけましょう。



法律等の動き

私的な性的画像の公表行為に対する罰則や被害防止

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)の制定
(平成 26 年 11 月)

携帯電話会社に子どもへのフィルタリングサービスを義務付け

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)の改正(平成 30 年 2 月)

ネット上で誹謗中傷の発信者を特定しやすくする裁判手続を創設

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)の改正(令和3年4月)

社会問題化しているネット上の誹謗中傷などに
対処するため、侮辱罪を厳罰化

刑法の改正(令和4年6月)

ご相談はこちらへ

違法・有害情報相談センター



インターネット
<https://ihaho.jp>

24 時間相談受付

インターネットにおける人権侵害相談@東京

月・木・金曜日 16:00~22:00
(受付 21:30 まで。祝日・年末年始を除く)



東京都人権プラザ

「インターネットにおける人権侵害」 に関する法律相談

弁護士による面接相談(1事例1回 40 分以内)

相談予約電話 ☎ 03-6722-0124

月～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)

● 相談 木曜日 13:00～16:00
(祝日・年末年始を除く)

こたエール(東京都) こどものネット・スマホのトラブル相談



<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

☎ 0120-1-78302

月～土曜日 15:00～21:00 (祝日を除く)



その他の人権課題について

さまざまな人権侵害の根絶と権利の尊重が必要です

ホームレスの人権

ホームレスの問題は、仕事の減少や産業構造の変化といった社会的な要因と個人的な要因が複雑に絡み合って生じたものです。

ホームレスに対して差別的な言動をしたり、嫌がらせや暴行をすることは許されません。

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。

周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

拉致問題

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局により多くの日本人が拉致され、被害者の一部は帰国したものの、今なお拉致されたままです。拉致の可能性を排除できない人も大勢います。解決に向けた取組が必要です。

災害に伴う人権問題

平成 23（2011）年3月 11 日に発生した東日本大震災により、避難された多くの人々に対し、風評に基づく心無い嫌がらせ等が発生しました。偏見や差別的な行為は許されません。



犯罪被害者の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的な苦痛や周囲のうわさといった二次的被害に苦しめられています。

被害者及びその家族の立場に立って考え、支援していくことが大切です。

犯罪被害者が受けた被害の回復、軽減、生活の再建を図る

東京都犯罪被害者支援条例の制定
(令和2年3月)

パワーハラスメント

パワーハラスメントとは、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたりする行為です。防止に向けた取組が不可欠です。

アイヌの人々の人権

北海道を中心とする地域に住む先住民族であるアイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。現状を正しく認識するとともに、理解を深めることが必要です。

アイヌの人々を先住民族と明記し、民族としての誇りが尊重される社会を目指す

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の制定(平成 31 年4月)

人権尊重社会のために

あなたの行動が必要です



これまでの区の実践にもかかわらず、人権問題は依然として目黒区を取り巻く大きな課題です。「区民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない目黒区」の実現に向けて、一人ひとりが身近なところで起きる人権侵害に対して敏感になり、その解決のために積極的に行動しましょう。

☎ お悩みことはこちらへ ～主な相談窓口～

人権全体

人権身の上相談

☎03-5722-9280 F03-5722-9469

第1・3木曜日 13:00～16:00

当日受付は 13:00～15:00

予約電話は 8:30～17:00

東京都人権プラザ(一般相談)

☎03-6722-0124
☎03-6722-0125

月～金曜日 9:30～17:30
(祝日・年末年始を除く)

みんなの人権110番

☎0570-003-110

月～金曜日 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

男女平等や 性的指向・性自認 の問題

男女平等・共同参画 オンブズ

3 ページ参照

こころの悩み なんでも相談

3 ページ参照

LGBT相談

5 ページ参照

児童虐待相談・通告窓口

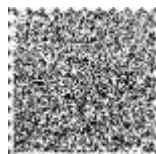
7 ページ参照

子ども相談室 「めぐろ はあと ネット」

7 ページ参照

児童相談 (東京都品川児童相談所)

7 ページ参照



高齢者、障害者の保健・福祉

保健福祉サービスに関する苦情相談
(目黒区社会福祉協議会)

☎03-5768-3963 F03-5768-3965

面談、予約優先
週1回(詳細はお問い合わせください)

権利擁護に関する専門相談
(目黒区社会福祉協議会)

☎03-5768-3964 F03-5768-3965

面談、予約制
第1～4金曜日 13:30～16:30

地域包括支援センター

【北部】

☎03-5428-6891
F03-3496-5215

【東部】

☎03-5724-8030
F03-3715-1076

【中央】

☎03-5724-8066
F03-5722-9803

【南部】

☎03-5724-8033
F03-3719-2031

【西部】

☎03-5701-7244
F03-3723-3432

月～金曜日 8:30～19:00
土曜日 8:30～17:00
(祝日、年末年始を除く)

部落差別 (同和問題)

同和問題に関する専門相談

13ページ参照

労働問題

東京都労働相談情報センター
東京都ろうどう 110 番

☎0570-00-6110

月～金曜日 9:00～20:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)



東京労働局
総合労働相談センター

(相談内容によっては、相談先をご案内)

☎03-3512-1608

月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)

犯罪被害者や その家族

公益社団法人被害者支援都民センター(電話相談)

☎03-3222-9050 F03-5287-3387

月曜日・木曜日・金曜日 9:30～17:30
火曜日・水曜日 9:30～19:00
(祝日、年末年始を除く)

相談先が わからない

目黒区総務部人権政策課

☎03-5722-9214 F03-5722-9469

月～金曜日 8:30～17:00
(祝日、年末年始を除く)

みんな輝くー目黒区人権に関する意識調査からー

令和6年3月発行

【編集・発行】目黒区総務部人権政策課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15

TEL:03-5722-9214 FAX:03-5722-9469

【編集協力】株式会社 社会構想研究所

